

ご存知ですか？マイナンバー制度

小城市ホームページから
マイナンバー 検索

問 総務課 (西館2階) 【担当】 鮎川・大坪 ☎37・6112

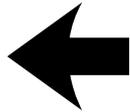


マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

- ① 10月から、住民の方、一人一人に「マイナンバー」(12桁の個人番号)が通知されます。
- マイナンバー制度とは？**
マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であるという確認を行うためのものです。
- 3つのメリット**
- ① 面倒な手続きが簡単に
(行政手続の場面で住民票などの添付書類が不要になる場合があります)
- ② 手続きが正確で早くなる
- ③ 給付金などの不正受給の防止

今後のスケジュール

- ① 10月から
(1) 住民票の住所に②通知カードが簡易書留で届きます。住民票の住所と異なるところに在住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。
- (2) 希望者には写真付きの個人番号カードの申請受付を開始します。
- ② 「通知カード」とは？
マイナンバーを通知するためのカードです。
通知カードには、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されます。



- ② 平成28年1月から
(1) 社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。
- (2) 申請者には個人番号カードを交付します。

マイナンバーの利用分野 (予定)

社会保障 (年金・労働・福祉・医療)	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> ・年金の資格取得や確認、給付 ・雇用保険の資格取得や確認、給付 ・医療保険の給付請求 ・福祉分野の給付、生活保護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ・税務当局の内部事務 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 など

(例) 所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。

お問い合わせは
こちらへ!!



マイナンバー制度に対するお問い合わせは、
☎0570・20・0178
(全国共通ナビダイヤル)
平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

なくさないで！
マイナンバーは、一生使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切に保管してください。
マイナンバーについて、詳細は広報「さくら」でも順次紹介していきます。